

経済産業省

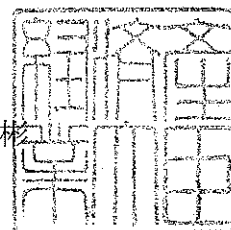
平成16・11・05資第2号

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等についての一部を改正する訓令を次のように制定する。

平成17年1月5日

経済産業大臣臨時代理

国务大臣 中山 成彬



ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等についての一部を改正する訓令

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成12・09・28資第8号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この訓令は、平成17年1月5日から施行する。

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資料第8号)
 ○ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分を改正する訓令(傍線部分は改正部分)

改 正	後	現 行
<p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について</p> <p>ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下「法」という。)及びガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和46年通商産業省令第27号。以下「用品省令」という。)に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。</p> <p>I. ガス事業関係 第1 申請に対する処分 1. 審査基準 (1) ～ (8) 略</p> <p>(9) 法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認 法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次に掲げる各号のいずれかにかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。</p> <p>一 ガスメーターの取付数が十五万個に満たない者のうち、次のいずれかにかに該当する者</p> <p>イ 自らが維持し、及び運用する導管により行う大口供給若しくは託送供給に係る需要場所ごととの契約の件数又は卸供給(他のガスを提供する事業者に対する導管による当該ガスを提供する事業者のガスを提供する事業の用に供するガスの供給(託送供給を除く。))をいう。(19)において同じ。)に係る契約の件数の合計数が三に満たない者</p> <p>ロ 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業者を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者</p> <p>二 自らが維持し、及び運用する導管により供給するガスがガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号。以下「施行規則」という。)第2条の2に規定するガス以外のガスである者(ガスの熱量の変更(同一のガスグループ内の変更を除く。))が完了していない者を除く。</p> <p>三 ガスの熱量の変更(同一のガスグループ内の変更を除く。)が完了していない者</p> <p>四 前三号の基準に該当せず、新たに一般ガス事業の許可を受けた当該一般ガス事業者が自ら維持し、及び運用するすべての特定導管が次のいずれにも該当する者(一般ガス事業を開始するまでの期間に限る。)</p> <p>イ 自らの供給区域以外の地域に設置する導管の総延長(当該地域における部分に限る。)の過半が他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置されるものである場合における当該他の一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置される導管(当該地域における部分に限る。)</p>	<p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について</p> <p>ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下「法」という。)及びガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和46年通商産業省令第27号。以下「用品省令」という。)に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。</p> <p>I. ガス事業関係 第1 申請に対する処分 1. 審査基準 (1) ～ (8) 略</p> <p>(9) 法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認 法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次に掲げる各号のいずれかにかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。</p> <p>一 ガスメーターの取付数が十五万個に満たない者のうち、次のいずれかにかに該当する者</p> <p>イ 自らが維持し、及び運用する導管により行う大口供給若しくは託送供給に係る需要場所ごととの契約の件数又は卸供給(他のガスを提供する事業者に対する導管による当該ガスを提供する事業者のガスを提供する事業の用に供するガスの供給(託送供給を除く。))をいう。(19)において同じ。)に係る契約の件数の合計数が三に満たない者</p> <p>ロ 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業者を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者</p> <p>二 自らが維持し、及び運用する導管により供給するガスがガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号。以下「施行規則」という。)第2条の2に規定するガス以外のガスである者(ガスの熱量の変更(同一のガスグループ内の変更を除く。))が完了していない者を除く。</p> <p>三 ガスの熱量の変更(同一のガスグループ内の変更を除く。)が完了していない者</p>	<p>ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について</p> <p>ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下「法」という。)及びガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和46年通商産業省令第27号。以下「用品省令」という。)に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。</p> <p>I. ガス事業関係 第1 申請に対する処分 1. 審査基準 (1) ～ (8) 略</p> <p>(9) 法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認 法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次に掲げる各号のいずれかにかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。</p> <p>一 ガスメーターの取付数が十五万個に満たない者のうち、次のいずれかにかに該当する者</p> <p>イ 自らが維持し、及び運用する導管により行う大口供給若しくは託送供給に係る需要場所ごととの契約の件数又は卸供給(他のガスを提供する事業者に対する導管による当該ガスを提供する事業者のガスを提供する事業の用に供するガスの供給(託送供給を除く。))をいう。(19)において同じ。)に係る契約の件数の合計数が三に満たない者</p> <p>ロ 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業者を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者</p> <p>二 自らが維持し、及び運用する導管により供給するガスがガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号。以下「施行規則」という。)第2条の2に規定するガス以外のガスである者(ガスの熱量の変更(同一のガスグループ内の変更を除く。))が完了していない者を除く。</p> <p>三 ガスの熱量の変更(同一のガスグループ内の変更を除く。)が完了していない者</p>

ロ 他、他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用するガス供給設備（1.5トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

ハ 使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後五年を経過していない導管

(10) ~ (18) 略

(19) 法第37条の8の規定による託送供給約款制定不要の承認
法第37条の8において準用する法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次に掲げる各号のいずれかにかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。

一 自らが維持し、及び運用する導管により行い大口供給若しくは託送供給に係る需要場所ごとの契約の件数又は卸供給に係る契約の件数の合計数が三に満たない者

二 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者

三 前二号の基準に該当せず、自らが維持し、及び運用するすべての導管が次のいずれにも該当する者
イ 一般ガス事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管

ロ ガス供給設備（1.5トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管

ハ 使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後五年を経過していない導管

(20) 略

(10) ~ (18) 略

(19) 法第37条の8の規定による託送供給約款制定不要の承認
法第37条の8において準用する法第22条第1項ただし書の規定による託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次に掲げる各号のいずれかにかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。

一 自らが維持し、及び運用する導管により行い大口供給若しくは託送供給に係る需要場所ごとの契約の件数又は卸供給に係る契約の件数の合計数が三に満たない者

二 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者

(20) 略